

工賃向上計画の推進に関する専門委員会運営要綱

平成27年6月10日委員長決定

平成30年1月16日委員長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、就労支援部会運営要綱第十一条の規定に基づき、工賃向上計画の推進に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 委員会は、就労支援部会運営要綱第六条第二項に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 委員会を組織する委員等（「委員会委員」という。）は8人以内とする。

2 委員会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に関して意見を聴取する場合は、前3項の規定にかかわらず、会議は持ち回りで開催することができる。

(守秘義務)

第六条 委員会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする

(会議録)

第七条 委員長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第八条 委員会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると委員長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第九条 委員会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉室自立支援課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。